

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年3月まで

国民年金制度発足時に夫婦で加入し、妻が町内の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間について、私の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から夫婦で国民年金に加入し、以後、申立期間7か月を除き、国民年金保険料を未納無く納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の妻は、制度発足当初から60歳到達まで夫婦二人分の保険料を納付してきたとしており、申立期間前後については夫婦同時に保険料が納付されていることが町の国民年金徴収原簿により確認できる。

さらに、申立人に申立期間当時保険料を納付できない経済的事情は無く、申立人の妻は申立期間の保険料を納付済みであり、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和39年3月から同年9月まで
②昭和41年4月及び同年5月

実母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付していた。実母が「成人したからあなたの保険料を納めているよ。」と言っていたことを覚えている。また、結婚後は義父が夫と私の保険料を町内の婦人会を通じて納めていたはずであり、保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付済みである。また、昭和41年2月の結婚後からは申立人の義父が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間②を含めた国民年金加入期間の保険料はすべて納付されている上、国民年金保険料納入簿によると、申立人及びその夫の保険料はおおむね同日に納付されている状況が確認できることから、申立期間②に係る申立人の保険料のみが納付されなかったことは不自然である。

一方、結婚前の申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年10月に払い出されていることから、さかのぼって納付しなければならない保険料に当たるが、申立人はその実母が加入手続及び保険料を納付しており、申立人自身は関与していなかったとしている上、申立人の実母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況が不明であり、ほかに申立人の申立期間①に係る保険料を納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から45年6月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、義母及び夫と共に国民年金保険に加入し、45年7月に厚生年金保険に加入するまで保険料を納付していた。44年3月に国民年金を脱退する理由は無の上、還付金を受け取った記憶も無く、申立期間について未加入で未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認印及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことが確認できる。一方、申立期間の保険料については昭和46年度に還付されたことが記録されている。

しかし、申立人は、申立期間に係る国民年金の資格喪失手続及び保険料の還付手続を行った記憶は無いとしている上、申立人の国民年金被保険者台帳には、還付金額に訂正の跡が見られるほか、申立人の夫の国民年金被保険者台帳も、被保険者資格の喪失日を申立人と同日の昭和44年3月4日に訂正した後に取り消されているなど、当時の行政側の事務処理に不自然さが見られる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、初めて被保険者資格を取得した日として「昭和45年7月26日」と記載されており、国民年金手帳に記載されている資格喪失日とも一致していることから、国民年金に強制加入していた申立人の被保険者資格を44年3月4日にさかのぼって喪失させ、保険料を還付する理由は見当たらない。したがって、申立人は、申立期間については国民年金の強制被保険者であり、納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年3月まで
申立期間の国民年金保険料は母親が町内会集金で毎月納めてくれていたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は申立人の母親が加入手続及び申立期間の保険料の納付をしてくれたとしているが、申立人はこれに関与しておらず、母親は既に他界しているため当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月に払い出され、被保険者資格取得日を申立人が20歳となった43年5月にさかのぼっていることから、申立期間の保険料は過年度保険料及び特例納付の保険料となり申立人が供述する町内会集金では納付できない。

加えて、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年1月まで
国民年金が発足した際、任意加入の手続を行ったと思う。国民年金保険料は、婦人会の集金で納めていた。また、昭和38年3月ごろ同一市内で転居したが、後日すべての保険料を納付した。申立期間が未加入及び未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料を婦人会の集金により毎月300円から400円納めていたとしているが、申立期間当時の保険料額は月100円であり供述と相違している。さらに、38年3月に転居した後、41年1月までの国民年金保険料も後日すべて納付したとしているが、保険料を納付した時期、場所、納付方法及び納付額についての記憶が無い。

加えて、申立人は、昭和36年4月ごろ国民年金の任意加入手続をしたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は41年3月ごろ夫婦連番で払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は41年2月と記載され、これ以降、未納無く国民年金保険料を納付していることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続をしたと考えるのが自然であり、申立期間は未加入期間であったことから保険料を納付できなかったと考えられる。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月、同年7月、同年11月、同年12月、42年6月、同年7月、同年11月、43年4月から同年11月までの期間及び平成12年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月及び同年7月
② 昭和41年11月及び同年12月
③ 昭和42年6月及び同年7月
④ 昭和42年11月
⑤ 昭和43年4月から同年11月まで
⑥ 平成12年8月から同年12月まで

私は漁業をしており漁船に乗っているとき以外は国民年金に加入していた。申立期間①から⑤までの船員保険に加入していた期間以外の月は、母親が区長の集金を通じて国民年金保険料を納付していた。また、申立期間⑥については、私の貯金通帳から国民年金保険料が引き落とされている。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。
- 2 申立期間①から⑤までの期間について、申立人は、「母親が私と母親自身の国民年金保険料と一緒に区長の集金を通じて納付していた。昭和43年2月に結婚後は、妻の保険料も一緒に納付していた。」と述べているが、申立人及びその妻はそれらに関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明であるほか、申立人の妻も結婚後の期間である申立期間⑤の一部は未納である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認記録には、申立期間①から⑤までの期間について、「資格喪失」のスタンプが押印され、この状態で翌年度に国民年金印紙検認台紙が検認印で割印され切り離されており、

この記録は町役場の国民年金被保険者名簿とも一致している。

さらに、申立人は、申立期間の前後も国民年金の未加入期間が散見されており、申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を区長の集金を通じて安定的に納付していた状況はうかがえず、ほかに、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間⑥については、申立人が国民年金保険料を納付した根拠とする申立人名義の貯金通帳には、申立期間⑥に係る国民年金保険料一人分の口座振替が記録されているが、申立人は、当時 60 歳を超えていることから、国民年金保険料を納付するには国民年金の任意加入の手続を行う必要があるが、申立人及びその妻は、「任意加入の手続をした記憶は無い。」と述べている上、町役場においても任意加入の届出が行われた記録は無い。

また、金融機関が保有している申立人の入出金記録によると、申立期間を含む平成 12 年 4 月から同年 12 月まで一人分の国民年金保険料が口座振替されており、この記録は申立人の妻の納付記録と一致することから、申立人名義の貯金通帳で確認できる申立期間⑥の保険料は、申立人の妻の保険料であるものと考えられ、ほかに、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から44年3月まで
昭和43年2月に結婚後、時期は分からないが、義母が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、義母が区長の集金を通じて義母と夫の保険料と一緒に納付しており、漁師の夫が船員保険に加入している時期も私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「義母が、私の国民年金の加入手続及び夫と義母自身の国民年金保険料と一緒に区長の集金を通じて納付していた。」と述べているが、申立人及びその夫はそれらに関与しておらず、申立人の義母は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明であるほか、申立人の夫も申立期間の一部は未納である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、結婚後の昭和43年7月20日発行と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの時期に行われたとみられ、国民年金手帳の印紙検認記録には、国民年金手帳の発行と同月の43年7月31日付けで、43年4月から同年6月までの欄に保険料を納付したことを示す町役場の検認印が押されているが、申立期間については検認印は無く、翌44年にこの状態で国民年金印紙検認台紙が検認印で割印され切り離されており、この記録は町役場の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳とも一致している。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。